○○株式会社
社内貸付規程

制 定 日	○年○月○日
施 行 日	○年○月○日
改 訂 日	○年○月○日
決裁機関	○○○○
分　　類	○○○○
版	第○版

第１条（目的）

この規程は、○○株式会社（以下「会社」という。）の就業規則に定める従業員が災害、傷病及びその他の私生活環境の変化等により臨時の出費を必要とする場合に、会社が従業員に対し資金を貸し付けることができる制度（以下「社内貸付制度」という。）を設けることにより、従業員の私生活の安定を図り、もって社業の安定的な発展に寄与することを目的とする。

第２条（貸付金の種類）

貸付金の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 災害傷病時貸付金…災害又は傷病で臨時に多額の生活資金が必要となった場合の貸付金

(2) 生活資金貸付金…冠婚葬祭、転居等に伴い生活資金が必要となった場合の貸付金

(3) 教育資金貸付金…子女の進学等に伴い資金が必要となった場合の貸付金

(4) 通勤車両購入貸付金…通勤に車両の使用が必要な場合であって、車両を購入するために資金が必要となった場合の貸付金

(5) 臨時貸付金…前各号に定める貸付金のほか、会社が必要と認めた場合の貸付金

第３条（貸付条件）

貸付金を貸し付ける条件は、別表に定めるとおりとする。

第４条（貸付金限度額）

1　貸付金の限度額は、別表に定めるとおりとする。

2　貸付金につき、その返済が終わる前にさらに同一種類の貸付けを受けようとする場合、未返済貸付残額を含め、別表に定める当該種類の貸付限度額を上限とする。

3　貸付金につき、その返済が終わる前にさらに異なる種類の貸付けを受けようとする場合、貸付限度額は、貸付金の種類ごとに別枠とする。

第５条（貸付金返済期間）

貸付金の返済期間は、別表に定めるとおりとする。

第６条（貸付利率）

1　貸付金の利率は、その下限を年○％とし、毎年○月○日に定める。ただし、第２条第１号の貸付金は無利息とする。

2　会社は、貸付金の利率を定めるに際し、会社の借入金残高に係る年間平均借入利率が年○％を上回る場合は、その年間平均借入利率に近似した利率を貸付金の利率とする。

3　前項にかかわらず、貸付金の利率の上限は、貸付けを行った日の属する年の前年の 11 月 30 日を経過する時における日本銀行法第 15 条第１項第１号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年 4％の利率を加算した利率（その利率に 0.1％未満の端数があ

るときは、これを切り捨てる。）とする。
4　貸付金の利率は、固定利率とし、第 1 項本文により変更された利率は変更後に新たに貸し付けるものにのみ適用する。

第 7 条（貸付資金）
1　会社が貸付金のために用意する資金の額は、年度予算において決定する。
2　社内貸付制度は、福利厚生のために行うものであるから、原則として前項の予算内でのみ実施するものとする。
3　第 1 項の予算の額を超えて資金貸付けを実施することが必要であると会社が認めるときは、予算修正の手続をもってこれを行わなければならない。

第 8 条（貸付けの申込み）
1　貸付けを希望する者（以下「貸付希望者」という。）は、所定の申請書類を総務部に提出しなければならない。
2　貸付希望者は、事前に想定することが困難な急を要する事由が生じた場合を除き、相当期間の猶予（〇週間前まで）をもって貸付けの申込みをしなければならない。

第 9 条（貸付申込みの審査）
1　前条の申込みがあった場合、総務部長は、速やかにその内容を審査するように努めなければならない。ただし、社内貸付制度は、福利厚生のために行うものであるから、会社は審査の遅滞による責めを一切負わない。
2　総務部長は、貸付けの可否を決定し、貸付希望者に通知する。
3　総務部長は、貸付けの審査をするに当たっては、必要に応じ、貸付希望者に対し資料の提出又は説明を求めることができる。

第 10 条（貸付けの方法）
1　前条の審査により貸付けが可とされた場合は、直後の給与支払日に、貸付希望者があらかじめ指定する銀行口座（ただし、本人名義の口座に限る。）に貸付金を振り込むものとする。
2　会社は、前項の振込みを実施する前に貸付希望者との間に金銭消費貸借契約を締結するものとする。
3　会社は、前項の契約締結時に月々の返済額を記載した返済額表を交付する。

第 11 条（貸付金の返済方法）
1　貸付金は、元利均等払いで返済するものとし、貸付けの翌月の給与から控除する。
2　貸付けを受けた者（以下「借入者」という。）が、貸付金の弁済が完了しないうちに退職する場合は、会社は貸付金の残額について賃金及び退職金から控除することができる。
3　賃金及び退職金からの控除に当たっては、あらかじめ、従業員の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、従業員の過半数で組織する労働組合がないときは従業

員の過半数を代表する者との間で、労使協定を締結するとともに、事前に借入者からの承諾を得るものとする。

第 12 条（遅延損害金）

借入者は、貸付金の返済を履行しなかった場合には、支払うべき金額に対し、履行しなかった期間につき年 14.6%の割合の損害金を支払うものとする。ただし、利息等については、損害金を付さないものとする。この場合の計算方法は、1 年に満たない期間につき年 365 日の日割計算とする。

第 13 条（期限の利益喪失）

1　借入者が次の各号のいずれかに該当した場合は、借入者は会社から通知催告等を受けずとも、会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに借り入れた額を弁済しなければならない。

(1) 破産手続開始又は民事再生手続開始の申立てがあったとき。

(2) 前号のほか、借入者が債務整理に関して裁判所の関与する手続を申し立てたとき、若しくは弁護士等へ債務整理を委任したとき、又は欠勤が続き音信不通になる等自ら支払を停止したと認められる事実が発生したとき。

(3) 借入者の給与又はその他の借入者の資産に対し、差押、仮差押又は仮処分の命令がなされたとき。

(4) 借入者が退職したとき。

2　借入者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、会社からの請求によって、借入者は会社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済しなければならない。

(1) 借入者が会社に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。

(2) 借入者がこの規程に違反したとき。

(3) 借入者が会社に提出する書類に虚偽の内容があることが判明したとき。

(4) 前項各号に準じるような債務者の責任財産に対する保全措置を必要とする相当の事由が生じたと客観的に認められるとき。

3　前項の場合において、借入者が住所変更の届出を怠る、又は借入者が会社からの請求を受領しないなど、借入者の責めに帰すべき事由により、請求の意思表示が延着し又は到達しなかった場合には、意思表示が通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとみなす。

第 14 条（返済期限の繰上げ）

1　借入者は、返済期限を繰り上げて返済することができる。ただし、第 10 条第 2 項の契約書及び同条第 3 項の返済額表に記載された利息も同時に返済しなければならない。

2　返済期限を繰り上げる場合は、所定の手続により総務部長に申し出るものとする。

第 15 条（改廃）

この規程の改廃は、総務部長が起案し、取締役会の決議による。

（附則）

1　この規程は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

2　この規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から改定施行する。

（改定条文：第〇条、第〇条、第〇条）

別表

貸付条件

種　類	貸付条件	貸付金限度額	貸付金返済期間	貸付利率
災害傷病時 貸付金				
生活資金 貸付金				
教育資金 貸付金				
通勤車両購入 貸付金				
臨時貸付金	① 勤続１年以上の従業員であること。 ② その他会社が要求する事項に応じること。 ③ 具体的な条件は、会社がその都度定める。	状況に応じて会社がその都度定める。	状況に応じて会社がその都度定める。	状況に応じて、第６条（貸付利率）の範囲内で会社がその都度定める。

規程改訂履歴

制定年月日	版	名　　称	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日

改訂履歴

改訂年月日	版	改訂箇所・内容・理由等	起案者	決裁者	行政庁提出 年月日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日
年　月　日					年　月　日